

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	1 契約の概要 県内情報産業企業の人材確保を目的として、学生に県内情報産業企業の魅力を伝え、就業を促進するため、企業情報を集約したガイドブック作成と、企業説明会の開催、SNSを通じた企業紹介を複合的に行う。これらにより、学生と県内情報産業企業との接点を創出し、認知から就業までの導線を構築することで、IT人材の確保を図る。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別な事情の説明 本事業を効果的・効率的に実施するためには、説明会の開催やガイドブック作成等に必要高度な企画力・実行力、学生・企業双方と連携した発信基盤が要求されるため、専門知識・経験・ネットワーク・ノウハウ等をもった事業者と委託契約を行う必要がある。 3 選んだ相手方が契約相手として適当であることの説明 令和8年5月18日（月）に実施したプロポーザル評価会議の結果に基づき、最優秀提案者として選定された者であるため。 最優秀提案者：株式会社岐阜新聞社

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。